

「新規管理統計資料配信（輸入・輸出申告審査区分一覧表）」に係るシステム利用契約の申込み等について

★利用契約手続きについて

当該管理統計資料は、3月18日（月）分から配信可能といたしますが、「有料」の管理統計資料のため、現在、「無料の管理統計資料を取得されているお客様」または「管理統計資料を取得していないお客様」につきましては、利用者コード単位に「有料管理統計資料取得」のシステム利用契約（変更）を締結していただく必要があります。

（既に「有料」の管理統計資料を取得されているお客様で、新規管理統計資料の配信をご希望のお客様は利用契約の申込みは不要です。）

必要となるシステム利用契約書類

契-4	システムサービス利用契約変更申込書
-----	-------------------

2013年3月18日（月）分の配信を希望する場合の利用契約書類の締切日

変更となる項目	締切日
管理統計資料（有料）を「取得不要（配信無もしくは無料分のみ取得）」から「取得要」へのみ変更する場合	2013年3月7日（木）（※）

（※）新規管理統計資料に係る利用契約変更のみの締切日とさせていただきますので、通常の契約変更手続きにつきましては、「利用者関連情報の登録スケジュール」どおりとさせていただきます。予めご了承ください。

★新規管理統計資料の配信について

3月18日（月）分（3月19日（火）配信）の管理統計資料の配信をご希望のお客様は、以下のとおりとさせていただきますので、必要に応じて「UKS（管理資料情報配信要否登録業務）」を実施してください。

※新規管理統計資料の配信に伴うUKS業務実施の前に、必ずパッケージソフトのバージョンアップを行ってください。

○システム利用契約手続きで「管理統計資料取得不要または無料分のみ取得要」から「有料管理統計資料取得要」へ変更されたお客様

3月18日（月）にNACCSセンターにおきまして、新規管理統計資料に係る配信設定のみをY（配信要）に設定いたします。

この機会にその他の有料管理統計資料も配信を希望される場合は、お客様ご自身でUKS11業務を実施（9時～17時）し、ブランク（配信不要）→Y（配信要）へ変更してください。

○既に「有料」の管理統計資料を取得しているお客様

3月18日（月）にお客様ご自身でUKS11業務を実施（9時～17時）し、新規管理統計資料をブランク（配信不要）→Y（配信要）へ変更してください。（3月19日分（3月20日配信）以降の配信を希望する場合も同様の作業が必要になります。）